（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正）

第十三条　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項の規定に基づく同法第二条第七項の個人番号カード（以下この号及び次号において「個人番号カード」という。）の交付の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡し、同法第十七条第四項の規定に基づく同項の届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び同項において準用する同条第三項の返還に係る個人番号カードの引渡し、同条第五項の規定に基づく同項の届出の受付並びに同条第七項の規定に基づく個人番号カードの返納の受付

九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定に基づく個人番号カードの交付に当たり、市町村長（特別区の区長を含む。以下この号において同じ。）が電子情報処理組織（当該市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と当該郵便局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって本人確認の措置（同項後段の措置をいう。以下この号及び次条第一項において同じ。）を行う場合における当該本人確認の措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受けるために必要な連絡その他の事務

第三条第一項第二号中「必要な施設及び設備」の下に「（前条第九号に掲げる事務にあっては、本人確認の措置を適正かつ確実に行うために必要な施設及び設備を含む。）」を加え、同項第三号中「必要な措置」の下に「（前条第九号に掲げる事務にあっては、本人確認の措置を適正かつ確実に行うために必要な措置を含む。）」を加える。

第十四条　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第三条第一項」の下に「及び第三条の二第一項」を加え、「同項」を「同法第三条第一項」に改め、「同条第三項」の下に「及び同法第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項（同法第三条の二第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「及び」を「並びに」に、「同条第四項」を「同法第三条第四項（同法第三条の二第四項において準用する場合を含む。）」に改め、「第三条第三項」の下に「及び同法第九条第三項において準用する同法第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項」を加え、同条第七号中「第二十二条第一項」の下に「及び第二十二条の二第一項」を加え、「同項」を「同法第二十二条第一項」に改め、「同条第三項」の下に「及び同法第二十二条の二第二項において準用する同法第二十二条第三項（同法第二十二条の二第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「及び」を「並びに」に、「同条第四項」を「同法第二十二条第四項及び同法第二十二条の二第二項において準用する同法第二十二条第四項（同法第二十二条の二第四項において準用する場合を含む。）」に改め、「第二十二条の二第四項において準用する同法第二十二条第三項」の下に「及び同法第二十八条第三項において準用する同法第二十二条の二第二項において準用する同法第二十二条第三項」を加え、同条第八号中「当該申請」を「同法第十六条の二第四項の規定に基づく送付又は同条第五項の規定に基づく送付（同条第三項の申出に係る市町村長（特別区の区長を含む。同号において同じ。）に対するものに限る。）」に、「第十七条第四項」を「第十七条第七項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改め、同条第九号中「（特別区の区長を含む。以下この号において同じ。）」を削り、「本人確認の措置（同項後段の措置をいう。以下この号及び次条第一項において同じ。）」を「同項第二号に掲げる措置（以下この号及び次条第一項において「第二号措置」という。）」に、「当該本人確認の措置」を「当該第二号措置」に改める。

第三条第一項第二号及び第三号中「本人確認の措置」を「第二号措置」に改める。

（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部改正）

第十五条　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録）」に改め、同条第一項中「この項の規定による同意の取得及び情報の提供」を「国税庁長官、厚生労働大臣その他この項の規定による事務」に、「係るもの」を「係るもの（以下「利用口座情報」という。）」に改め、同項第二号中「第九条」を「次条第三項及び第九条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録の特例）

第五条の二　前条第一項に規定する行政機関の長等（厚生労働大臣その他この項の規定による事務を適切に行い得るものと認められる者としてデジタル庁令で定めるものに限る。）は、同条第一項の規定によるもののほか、利用口座情報を保有している場合において、デジタル庁令で定めるところにより、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項及び当該預貯金者に係る利用口座情報を内閣総理大臣に提供することについて同意するかどうかを回答するよう求める旨を記載した書面を次項に規定する方法により送付した上で、当該預貯金者から同意を得たとき（第二号の規定により同意をしたものとして取り扱われることとなる場合を含む。）は、当該預貯金者に係る利用口座情報を内閣総理大臣に提供することができる。

一　当該同意をした場合において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは、公的給付支給等口座登録簿に第三条第三項各号に掲げる事項が記録されること。

二　当該書面が到達した日から起算して三十日以上が経過した日までの期間としてデジタル庁令で定める期間を経過するまでの間に同意又は不同意の回答がないときは、当該同意をしたものとして取り扱われることとなること。

三　前条第一項第二号に掲げる事項

2　前項の規定による預貯金者への送付は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとしてデジタル庁令で定めるものに付し、かつ、前項に規定する回答を行うために必要なものとしてデジタル庁令で定めるものを添付して行うものとする。

3　内閣総理大臣は、第一項の規定による利用口座情報の提供を受けた時点において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは当該預貯金者を第三条第二項の申請をした者とみなして同条第一項の登録をし、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者であるときはデジタル庁令で定める方法により当該預貯金者に対しその旨及び当該預貯金者に係る公的給付支給等口座情報は変更されない旨を通知するものとする。この場合において、同条第四項中「その旨」とあるのは、「その旨及び第五条の二第一項の規定により利用口座情報の提供を受けた旨」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4　国庫は、予算の範囲内で、第一項の規定による事務の執行に要する費用を負担する。

（日本年金機構への事務の委託）

第五条の三　厚生労働大臣は、第五条第一項及び前条第一項の規定による事務（日本年金機構が行うこととされている公的給付の支給等に係る事務に限る。）を日本年金機構に行わせるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定　公布の日